

RM&FP NEWS

リスクマネジメント&ファイナンシャル・プランニング

2006年12月 第43号 By FP Compass



1. 地震保険料控除の創設と損害保険料控除の廃止

日本は、世界の中でも有数の地震国であります。

また、人口の大きさの割に国土が小さいため、どこで地震が発生しても人的、財的の損害が発生する確率が高くなります。

国としても地震リスクの自助対策を応援するべく、税金控除方式を採用しました。

大都市圏内で巨大地震が発生すれば、日本国と言えども瞬時に財政は悪化します。

もちろん、個人の財産損失への援助を求めることが現実的に不可能となります。

そこで、個人の財産は個人で守る、自助努力が必要となります。今のところ自助努力の方法として最も合理的なのは、地震保険といえます。

地震保険は地域や建物の構造の違いにより保険料率が変わります。

また、昭和56年6月1日以降に建築された建物については10%の割引が使用できます。
ただし、保険始期は平成13年10月1日以降となります。(建築年割引)

その建築年割引を使用するに当たっては、建物登記簿謄本(写)、建物登記済権利証(写)、検査済証(写)等の対象建物の新築年が確認できる公的機関等が作成・公表する書類(写)が必要となります。

話を表題に戻しますと地震保険につきまして、平成19年(2007年)1月から下記の概要の通り地震保険料控除が創設されることになりました。

それにともない、現行の火災保険・傷害保険等に対する損害保険料控除は平成18年(2006年)12月末をもって廃止となります。

ただし、1つだけ例外があります。

平成18年12月末までに契約されている保険期間10年以上で満期返戻金のある保険契約(積立型保険契約等)は契約条件の変更がないことを前提に従前の損害保険料控除が適用されます。

記

《平成18年度税制改正における保険料控除の改正概要》

損害保険料控除を改組し、次の通り地震保険料控除を創設する。

①居住者等の有する居住用家屋・生活用動産を保険または共済の目的とし、かつ、地震等を原因とする火災等による損害に基くして保険金または共済金が支払われる地震保険契約に係わる地震等相当分の保険料または掛金の全額をその年分の総所得金額等から控除する。

(最高50,000円)

②経過措置として、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約等（上記①の適用を受ける保険料等に係わるもの）に係わる保険料等については、従前の損害保険料控除を適用する。（最高15,000円）

③上記①と②を適用する場合には合わせて最高50,000円とする。

④その他所要の措置を講ずる

（注）上記の改正は、平成19年分以降の所得税について適用する。

長期損害保険料控除を検討するのであれば今月限りとなります。お早めに。

2. 竜巻や突風が日本列島を襲う

11月7日に北海道佐呂間町で発生した竜巻で、一瞬のうちに9名もの尊い命が奪われ、26名の負傷者がいました。

竜巻の通り道はまさに「つめ痕」のように、被害地域は長さ1キロメートル、最大幅200メートルにわたり建物等を破壊し、町を廃墟にしてしまいました。

竜巻や突風の怖さは、当然現れることです。台風のように進行速度が遅く、進行方向もある程度正確に予測ができるため、事前の備えができます。しかし、竜巻は予報のシステムが現在のところありませんので、万全に備えることは不可能といえます。

ドップラーレーダー等を日本国中に配備して、予報のシステムを構築し、国民全員が安全に緊急避難ができるような予報体制を望みたいところです。

竜巻の強さを表現する尺度に「藤田スケール」というものがあります。

竜巻研究の世界的権威、シカゴ大の藤田哲也博士（故人）が1971年に考案した突風の強さを被害状況から簡単に推定する尺度です。頭文字を藤田教授の「F」を使い、数字が大きいほど強くなります。最高はF12で平均風速がマッハ1（約340m）ですが、実用で使われるのは0～5の6階級となります。（下記を参照してください）

国内では1990年に千葉県茂原市と99年愛知県豊橋市付近で発生した2例の「F3」が記録に残る最大規模となります。

	風速（m／秒）	被 味 状 況 等
F0	17～32	テレビのアンテナなど弱い構造物が倒れる。
F1	33～49	屋根瓦が飛び、ガラスが割れる。
F2	50～69	住家の屋根がはぎ取られる。大木が倒れる。列車が脱線する事がある。
F3	70～92	壁が押し倒され住家が倒壊する。列車は転覆し、自動車は持ち上げられて飛ばされる。
F4	93～116	住家がバラバラになって辺りに飛散する。
F5	117～142	住家が跡形もなく吹き飛ばされる。

（参考文献：気象学事典。日本気象学会編）

F3以上ともなると、台風とは比較にならないほどのすさまじい突風から、大切な我が家を守る術はありません。自分の命を守ることで精一杯となります。

3. 高額療養費の払い戻し手続き不要に

一定額以上の医療費を支払った場合に払い戻しを受けられる高額療養費制度について厚生労働省は超過分を後から払い戻す現在の方式を改め、来年4月から入院治療については病院窓口で上限額を支払えば済むようになります。

今までのような後払い方式の場合、多額の治療費を病院窓口でいったん払わなければなりません。

例えば、一般水準（月収53万円未満）の所得者が胃ガンの手術を受け、1ヶ月の医療費が150万円かかった場合、3割負担だと自己負担は45万円となります。

それをいったん病院窓口で支払うことになります。

その後、政府管掌健康保険や市町村の国民健康保険など加入している保険者に払い戻しの申請をし、自己負担分9万2千円の差額、35万8千円を受け取ることになります。

新制度では、最初から病院窓口で9万2千円を支払うだけで済みます。

高額療養費払い戻し制度を知らない方が多く、医療費の払い過ぎが問題となっています。

ちなみに政府管掌健康保険だけでも年間70万件もの申請漏れがあるということです。

自営業者らが加入している国民健康保険では、本人にも通知すらなされていないのでその数は、相当な数になるものと思われます。

所得によって自己負担額が違ったり、月をまたいで療養の場合など、わかりにくい部分もありながら、「申請」という手間がかかるので、制度の趣旨は大変良いものと思っていたが、実際的な運用においては、利用者つまり国民にとって不親切な制度であったと思います。

そこで払い戻し手続きを不要にした今回の改正は、高額療養費制度の趣旨が生きた、たいへん良い改正だと思います。

4. 投資入門講座

年平均利回りは金融商品の実力を比較するに便利な数字です。

表面的な利率だけで比較をした場合、大きな勘違いが生まれます。

例えば利率が3%で複利運用の場合、運用期間が5年と10年では年平均利回りは違ってきます。

5年の場合、受取倍率が約1.1592倍になりますので、

利息部分が $1.1592 - 1 = 0.1592 = 15.92\%$ となります。

15.92%を年数の5で割ると、 $15.92 \div 5 \text{年} = 3.184\%$

10年の場合、受取倍率が約1.3439倍になりますので、

利息部分が $1.3439 - 1 = 0.3439 = 34.39\%$ となります。

34.39%を年数の10で割ると、 $34.39 \div 10 \text{年} = 3.439\%$

と下線の数字が年平均利回りとなります。

同じ利率でも運用期間が長ければ年平均利回りは高くなります。

利率3%を30年複利運用した場合、年平均利回りは約4.75%となります。

利率4%	//	//	約 7.47%	//
------	----	----	---------	----

利率5%	//	//	約 11.07%	//
------	----	----	----------	----

利率6%	//	//	約 15.81%	//
------	----	----	----------	----

以上のように30年という長期に運用できた場合、利率が5%であったとしても年平均利回りは11%台と大きな利回りとなります。元利合計は元本の約4.3倍となります。

いかに長期複利運用が有利であるかご理解していただけたでしょうか。

また、金融商品には様々なコストがかかってきます。

税金（源泉分離課税や一時所得、雑所得等）、手数料（販売手数料、振込手数料、口座管理料、信託報酬等）など差し引かれるものがあります。

それらのコストをすべて差し引いて、実質的な手取りの収益を計算した、「実質年平均利回り」で比較をすることが重要となります。

例えば年平均利回りが5%で源泉分離課税される金融商品の場合、20%の税金が差し引かれますので、実質年平均利回りは4%となります。

年平均利回りが5%で一時所得扱いでかつ利息部分が50万円以下の場合、一時所得の利息部分の控除額が50万円を下回るので（その年に他の一時所得が無いものと仮定します）課税額が0円となり、実質年平均利回りは5%になります。

このように、運用にかかるコストを全て差し引いた手取りの利息部分で算出した「実質年平均利回り」が金融商品の本当の実力を比較するに適しています。

実質年平均利回りを上げるには、複利運用で利率は高く、運用期間ができるだけ長くコストが安いかゼロとなることですが、一つの部分だけにこだわらず結果重視に注目すべきです。

5. 新しい仲間がふえました

11月より、当社のスタッフとして藤井義容（よしやす）が加わることになりました。

彼は、今まで三井住友海上火災保険の専属代理店として、キャリアを積んできました。

今回、縁あって当社で仕事をする事になり、私としても大変期待をしております。

損保の商品知識や業務知識は確かなものを持っており、皆様の心強い相談役として活躍してくれるものと思います。

当社ではスタッフの充実が、皆様へのサービス向上に、つながるものと信じております。

従前のスタッフ同様、藤井もよろしくお願い申し上げます。

6. 今年もあとひと月

早いもので、今年も終わりに近づいてきました。個人的には子どもの受験や父親の介護、ロータリークラブの幹事や同窓会の実行委員など大変いそがしい1年間となりました。

会社にとっては、大変良い年にさせていただきました。これもひとえに皆様のおかげと感謝しております。来年も引き続きご愛顧の程よろしくお願い申し上げます。



発行者 有限会社 FPコンパス 武田幸夫

スタッフ：木村正照、阿部信、高橋治子、藤井義容、深瀬幸子、多田恵子

〒994-0054 山形県天童市荒谷2589

TEL 023-654-8831 FAX 023-654-8832

E-mail tide@mm.neweb.ne.jp